

第 1 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 月 1 8 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第1回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月18日(水) 午後2時から午後2時37分まで
- 2 開催場所 秋田市役所6-A会議室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 17人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	8番	安 田 友 一
9番	白 岩 勝	10番	柴 田 ますみ
11番	鎌 田 悦 雄	14番	藤 田 修
15番	加 藤 淳	16番	三 浦 宏 和
17番	伊 藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		
- 5 欠席農業委員

12番	佐々木 和 昭	13番	齊 藤 善 彦
-----	---------	-----	---------
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第2号 農用地利用集積計画(令和4年度第10号)に関する件
 - 第6 議案第3号 令和5年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	加 藤 康 則
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
主席主査	山 本 郷 史	主席主査	中 村 至
主 査	幸 野 善 寿	主 査	鈴 木 百 愛
主 査	岡 部 洋 介	技 師	小 林 素 子
- 8 書 記

主 査	鈴 木 百 愛
-----	---------
- 9 議事録署名委員

10番	柴 田 ますみ	11番	鎌 田 悦 雄
-----	---------	-----	---------

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和5年第1回農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>なお、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。12番佐々木和昭委員、13番齊藤善彦委員の2名でございます。委員定数19名中、17名の出席となっております、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p>
	<p>今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第1回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、10番柴田ますみ委員、11番鎌田悦雄委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期決定の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
1番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
6番相場堅一委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
7番佐々木繁明委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
4番鈴木昇代理	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2の「農業委員への女性登用に係る研修会」につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (中村主席主査)	<p>【会務報告2の報告】</p>

議 長	次に、会務報告 3 の「令和 4 年度秋田市農業大賞審査委員会」につきまして、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (幸野主査)	【会務報告 3 の報告】
議 長	次に、会務報告 4 の「一般社団法人秋田県農業会議第 81 回常設審議委員会」から会務報告 7 の「秋田市農業再生協議会臨時総会」の 4 件につきまして、私が報告します。
	【会務報告 4 から 7 の報告】
	次に、会務報告 8 の「令和 4 年度第 4 回運営委員会」につきましては、事務局から口頭で報告をお願いします。
事 務 局 (中村主席主査)	【会務報告 8 の報告】
議 長	次に、会務報告 9 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 13 の「現況地目照会に係る回答について」までの 5 件について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	【会務報告 9 から 13 までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次に、日程第 4 の議案に入らせていただきます。 はじめに日程第 4、議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件、1 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (岡部主査)	それでは、議案書の 1 ページをご覧ください。 番号 1 です。譲受人は[]外 1 名。譲渡人は[]。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の 1 ページおよび 2 ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画については、申請者は現在集合住宅に居住しており、手狭のため、周辺で立地条件が良い当該地を選定、転用しようとするものです。 立地基準については、農地位置は市街化調整区域の緩和エリア。農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第 3 種農地です。 一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金

事務局 (岡部主査)	計画は借入資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年6月30日まで。
	他法令による許認可の処分については、都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は四ツ小屋字古川敷[]番[]。土地改良区等からの意見書は仁井田堰土地改良区から差し支えないとなっております。被害防除について、排水計画は汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下とします。説明は以上です。
議長	それではここで、現地調査を行った堀井喜一推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員	6番相場です。12月20日堀井喜一推進委員から現地調査の連絡を受けまして、何ら問題ないと思われますのでご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入らせていただきます。 今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を許可することにご異議ございませんか
一 同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を許可することに決定いたします。
	次に、日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画に関する件を上程します。
	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局 (山本主席主査)	はじめに、所有権移転について説明いたします。議案書は3ページおよび4ページです。
	番号1。買い手は[]。売り手は[]。
	耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積等は、議案書に記載のとおりです。
	これを含む合計6件のうち、贈与が1件、売買が5件です。
	続きまして、利用権設定について説明いたします。議案書は5ページから90ページまでです。
	番号1。借り手は[]。貸し手は[]。
	土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。
	このほか、合計39件のうち議案書16ページ以降の24件は、農地中間管理事業による利用権設定です。
	以上、令和4年度第10号に関する案件については、農業経営基盤強化促

事務局 (山本主席主査)	進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
16番三浦宏和委員	はい。
議長	三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番三浦です。3ページの番号2について、この買手の方は、新屋に住んでいますが、購入する土地は柳田となっています。何か地縁関係があるのでしょうか。 それから、中間管理事業について、先月の四ツ小屋の場合は全て使用貸借でした。今回、鳩崎の場合は賃貸借になっていますが、まだ工事中とか工事が完了したとか換地処分が終わっていないとかどのような状況か教えてください。
議長	事務局お願いします。
事務局 (山本主席主査)	所有権移転の番号2については、買手の実家が太平です。 鳩崎の中間管理事業を活用した利用権設定についてですが、具体的な工事の状況までは確認しておりませんが、一般的に基盤整備による面工事に係るときは使用貸借契約、その前後は賃貸借契約が多いようです。
議長	三浦委員、いかがでしょうか。
16番三浦宏和委員	分かりました。
議長	他にご意見、ご質問ありますか。
一	なし。
議長	ご質問等がないようですので、それでははじめに、所有権移転について採決いたします。 所有権移転の6件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の6件について、原案のとおり決定することといたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 利用権設定の39件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	異議なし。

議 長	「異議なし」の声がありましたので、利用権設定の39件について、原案のとおり決定することにいたします。
	以上により、日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。
	次に、日程第6、議案第3号、令和5年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (幸野主査)	それでは、議案書の91ページをお開きください。令和5年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件についてご説明いたします。
	提案理由は記載のとおりです。
	次のページをご覧ください。先月開催した令和4年第12回総会の協議事項において、令和5年度秋田市農作業標準受委託料は改正の必要がない旨、意見の集約をみましたので、記載のとおり、令和4年度と同額の料金を設定するものです。
	なお、本料金表は、3月3日号の広報あきたに掲載するほか、ホームページ等で周知いたします。説明は以上です。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	質問等がないようですので、令和5年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第3号、令和5年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を原案のとおり決定いたします。
	これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
(午後2時37分終了)	